

2 産労農水第 1492 号

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 3 項及び同条第 5 項並びに同法第 58 条において読み替えて準用する第 46 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年におけるさんご漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間を別紙のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

令和 3 年 2 月 9 日

東京都知事 小池 百合子  
(公印省略)

さんご漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、さんご網漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、別表のとおりとする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、20 トン未満で許可証に記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、別表のとおりとする。
- (6) 漁業時期は、周年（6月1日から同月30日までを除く。）とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は別表のとおりとする。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和3年3月1日から同年3月15日までとする。

3 許可等の基準

別添のとおり。

4 許可の有効期間

許可の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

別表

許可等すべき船舶の数	操業区域	漁業を営む者の資格
4 隻	伊豆諸島海域（千葉県、神奈川県、静岡県との境から、婿婦岩と北之島との中間線までの伊豆諸島地先海面をいう。） ただし、以下に定めるA線とB線との間の海域及び北緯 30 度 00 分（測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 11 条第 3 項に規定する世界測地系による。以下同じ。）以南の海域を除く。	東京都大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都大島支庁管内にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都大島支庁管内にある者であること）。
1 隻	A線：次のア、イ及びウによって構成される線 ア 東経 139 度 08 分以西にあっては北緯 34 度 24 分の線 イ 東経 139 度 15 分以東にあっては北緯 34 度 17 分の線 ウ 東経 139 度 08 分と東経 139 度 15 分との間にあっては次のイ、ロ及びハを順に結んだ線 イ 北緯 34 度 24 分 東経 139 度 08 分の点 ロ 北緯 34 度 19 分 東経 139 度 10 分の点 ハ 北緯 34 度 17 分 東経 139 度 15 分 B線：北緯 33 度 39 分の線	東京都三宅支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都三宅支庁管内にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都三宅支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都三宅支庁管内にある者であること）。
1 3 隻	A線：北緯 33 度 39 分の線	東京都八丈支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都八丈支庁管内にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都八丈支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都八丈支庁管内にある者であること）。
9 隻	小笠原海域（婿婦岩と北之島との中間線（北緯 28 度 30 分の線）から南側の小笠原諸島地先海面をいう。） ただし、北緯 27 度 41 分以上及び北緯 24 度 30 分以南の海域を除く。	東京都小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都小笠原支庁管内にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都小笠原支庁管内にある者であること）。